

和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備の促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及び「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成26年9月12日医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「国要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、和歌山県内に介護施設等を整備する事業者（市町村を除く。以下「事業者」という。）が行う次の事業（以下「事業者実施事業」という。）、市町村が行う次の事業（以下「市町村実施事業」という。）及び市町村が次の事業を行う事業者に対し補助を行う事業（以下「市町村補助事業」という。）とする。

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業（別表1）
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（別表2）
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業（別表3）
- (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（別表4）
- (5) 民有地マッチング事業（別表5）
- (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（別表6）
- (7) 介護職員の宿舍施設整備事業（別表7）

(交付額の算定方法)

第3条 別表1から7までの第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、別表3及び7の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費に実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 前条の対象事業のうち別表1及び4の事業の交付額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設は、当該施設の種類ごとに、前項により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防災対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス	第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院 	第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

（補助金の対象除外）

第4条 次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3）職員の宿舎に要する費用。ただし、別表1から別表6に規定する事業に限る。
- （4）門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- （5）他の国庫負担（補助）金等において別途補助対象とする費用
- （6）その他施設等整備として適当とは認められない費用

（交付申請の添付書類の様式等）

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	1部	別途指定する日
所要額調書（補助金申請額算出内訳）	別記第2号様式		
補助事業に係る予算（見込）書の抄本	/		
役員名簿			
その他知事が求める資料			

2 別表1に規定する事業にあつては、事業者から提出された事業者事業計画書（別記第3号様式）を添付するものとする。

3 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

（2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。

（3）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（4）補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア 事業者が地方公共団体の場合 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

イ 事業者が地方公共団体以外の場合 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（5）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（6）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（7）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（8）補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（9）補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにな

った場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その金額（実績報告において前記アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(10) 別表2の①及び②に規定する事業（市町村補助事業を含む。）を実施した者は、この補助金の交付の決定を受けた施設が開設されたときには、開設日の翌日から起算して30日以内に、施設開設準備経費等補助施設開設報告書（別記第5号様式）により報告しなければならない。

(11) 補助事業を行う者が第1号から第9号までの条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) 市町村補助事業の場合には、市町村は当該事業者に対して第1号から第11号までに規定する条件と同様の条件を付さなければならない。

(13) 第12号の場合において、市町村が事業者から納付させた額がある場合は、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(14) 別表7に規定する事業（市町村補助事業を含む。）を実施した者は、この補助金の交付の決定を受けた施設の整備が完了した日の属する年度の翌年度から毎年度、提出する年度の4月1日時点の家賃の設定状況や入居者の勤務する施設種別等について、5月31日までに介護職員の宿舍施設整備後状況報告書（別記第6号様式）により知事に報告しなければならない。

（変更の承認）

第7条 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業変更承認申請書（別記第7号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）、変更所要額調書（補助金申請額算出内訳）（別記第2号様式）及び事業者変更事業計画書（別記第3号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（中止及び廃止の承認）

第8条 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業（中止・廃止）承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第9条 補助金の交付決定後に補助金の変更交付を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（別記第9号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）、変更所要額調書（別記第2号様式）、事業者変更事業計画書（別記第3号様式）及び歳入歳出予算（見込）書抄本を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第7条の補助事業変更承認申請書の提出を省略することができる。

（交付決定前着手の届出）

第10条 補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（別記第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告書の添付書類の様式等）

第11条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第11号様式	1部	別途指定する日
補助金精算額算出内訳書	別記第12号様式		
補助事業に係る決算（見込）書の抄本			
その他知事が求める資料			

2 別表1に規定する事業にあつては、事業者から提出された事業者事業実績書（別記第13号様式）を添付するものとする。

（書類の経由）

第12条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、中核市長又は事業施行地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

（その他）

第13条 知事は、規則又はこの要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。ただし、第6条第1項第9号の改正規定は、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年6月24日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

（経過措置）

2 令和元年9月30日までに完了した事業について第3条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「別表1から5までの」とあるのは「附則別表1から5までの」と、「別表3の」とあるのは「附則別表3の」と、同条第2項中「別表1及び4の」とあるのは「附則別表1及び4の」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附則別表 1

地域密着型サービス等整備助成事業

1 対象施設等	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①地域密着型サービス施設の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,390千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	54,900千円	施設数	
小規模な介護医療院	54,900千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,340千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,390千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,750千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	32,900千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	32,900千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,830千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,900千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	11,700千円	施設数	
介護予防拠点	8,740千円	施設数	
地域包括支援センター	1,170千円	施設数	
生活支援ハウス	35,000千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,170千円	整備床数	
施設内保育施設	11,700千円	施設数	
②介護施設等の合築等			
国要領別記1-1の2(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
③空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	8,740千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

- 1 ①のうち「小規模な介護老人保健施設」（中核市所在の施設等を除く。以下、この号において同じ。）、「小規模な介護医療院」、「小規模な養護老人ホーム」、「小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）」及び「都市型軽費老人ホーム」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 2 「施設内保育施設」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 3 1・2以外は市町村補助事業
- 4 国要領別記1-1の2の(1)及び別記1-2の2の(1)に規定する土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象とする。

附則別表 2

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 対象施設等	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①定員 30 名以上広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	823 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,120 千円	施設数	
②定員 29 名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	823 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	13,700 千円	施設数	
都市型軽費老人ホーム	412 千円	定員数	
小規模な養護老人ホーム	412 千円		
施設内保育施設	4,120 千円	施設数	
③介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条の規定により登録されている賃貸住宅 	214 千円	定員数 （転換前床数）	

- 1 ①（中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。）、③並びに②のうち「小規模な介護老人保健施設」、「小規模な介護医療院」、「小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）」、「都市型軽費老人ホーム」及び「小規模な養護老人ホーム」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 2 ②のうち「施設内保育施設」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 3 1・2以外は市町村補助事業

附則別表 3

定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 対象施設等	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
<p>【本体施設】</p> <p>①定員 30 名以上広域型施設等</p> <p>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>②定員 29 名以下の地域密着型施設等</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</p> <p>小規模な介護老人保健施設</p> <p>小規模な介護医療院</p> <p>小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>都市型軽費老人ホーム</p> <p>小規模な養護老人ホーム</p> <p>施設内保育施設</p> <p>【合築・併設施設】</p> <p>③定員 29 名以下の地域密着型施設等</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>認知症対応型デイサービスセンター</p> <p>介護予防拠点</p> <p>地域包括支援センター</p> <p>生活支援ハウス</p> <p>緊急ショートステイ</p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的方法による額）の 2 分の 1</p>	<p>1 / 2</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）</p>

- 1 ①（中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。）並びに②のうち「小規模な介護老人保健施設」、「小規模な介護医療院」、「小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）」、「都市型軽費老人ホーム」及び「小規模な養護老人ホーム」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 2 ②のうち「施設内保育施設」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 3 1・2 以外は市町村補助事業

附則別表 4

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室→ユニット化」改修	1,170 千円	整備床数 ※ウにあたっては、転換後床数	
「多床室→ユニット化」改修	2,340 千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム			
②特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修	720 千円	整備床数	
③介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定により登録されている賃貸住宅 	創設 2,200 千円	転換前床数	
	改築 2,720 千円		
	改修 1,095 千円		

- 1 ①（中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。）、③は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 2 ②は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 3 1・2以外は市町村補助事業

附則別表 5

民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,500 千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
②整備候補地等の確保支援	4,500 千円	自治体	
③地域連携コーディネーターの配置支援	4,400 千円	1 か所	

国要領別記 1-1 の 2 の (5) 及び別記 1-2 の 2 の (4) に規定する事業を対象とする。

別表 1

地域密着型サービス等整備等助成事業

1 対象施設等	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①地域密着型サービス施設等の整備			地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	61,000 千円	施設数	
小規模な介護医療院	61,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,600 千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	1,950 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	36,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	13,000 千円	施設数	
介護予防拠点	9,710 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,300 千円	施設数	
生活支援ハウス	38,900 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,300 千円	整備床数	
施設内保育施設	13,000 千円	施設数	
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円	整備床数	
②介護施設等の合築等			
国要領別記1-1の2(1)の事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
③空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	9,710 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
④介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
特別養護老人ホーム	1,230 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			

⑤災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	61,000千円	施設数
介護医療院	61,000千円	施設数
養護老人ホーム	2,600千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
⑥災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	61,000千円	施設数
介護医療院	61,000千円	施設数
養護老人ホーム	2,600千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。

- 1 ④⑤⑥（中核市所在の施設等を除く。）は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 2 「施設内保育施設」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 3 1・2以外は市町村補助事業
- 4 国要領別記1-1の2の(1)及び別記1-2の2の(1)に規定する土地所有者（オーナー）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象とする。

別表 2

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 対象施設等	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、また介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
ア 定員 30 名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,580 千円	施設数	
イ 定員 29 名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914 千円	定員数	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300 千円	施設数	
都市型軽費老人ホーム	458 千円	定員数	
小規模な養護老人ホーム	458 千円		
施設内保育施設	4,580 千円	施設数	
②介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム 	239 千円	定員数 (転換前床数)	

<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 			
<p>③介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</p>			
<p>ア 定員 30 名以上の広域型施設等</p>			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（当該経費の算定に当たっては、令和2年4月14日付け老高発 0414 第1号及び老振発 0414 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長及び振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における『管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業』の実施について」別紙1「介護ロボット導入支援事業実施要綱」及び別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」の例により算定するものとする。）
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
養護老人ホーム			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
<p>イ 定員 29 名以下の地域密着型施設等</p>			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630 千円	施設数	
都市型軽費老人ホーム	229 千円	定員数	
小規模な養護老人ホーム	229 千円		
施設内保育施設	2,290 千円	施設数	

④介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料
介護予防拠点（介護予防の効果を高めるために専門職が関与する拠点のみを対象とする。）	109千円	1か所	

- 1 ①ア（中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。）、②、③アは事業者実施事業及び市町村実施事業
- 2 ①イ及び③イのうち「施設内保育施設」は事業者実施事業及び市町村実施事業
- 3 ④は市町村実施事業及び市町村補助事業
- 4 1～3以外は市町村補助事業

別表 3

定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 対象施設等	2 配分基準	3 単位	4 対象経費
【本体施設】	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、知事が定める合理的な方法による額)の2分の1	1 / 2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの(当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの)
①定員 30 名以上広域型施設等			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
養護老人ホーム			
②定員 29 名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
都市型軽費老人ホーム			
小規模な養護老人ホーム			
施設内保育施設			
【合築・併設施設】			
③定員 29 名以下の地域密着型施設等			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			
介護予防拠点			
地域包括支援センター			
生活支援ハウス			
緊急ショートステイ			

1 ①(中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。)は事業者実施事業及び市町村実施事業

2 ②のうち「施設内保育施設」は事業者実施事業及び市町村実施事業

3 1・2以外は市町村補助事業

別表 4

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①既存施設のユニット化改修			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室→ユニット化」改修	1,300千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。）→ユニット化」改修	2,600千円	※ウにあたっては、転換後床数	
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム 			
②特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800千円	整備床数	
③介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。）			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	創設 2,440千円	転換前床数	
	改築 3,020千円		
	改修 1,220千円		
④介護施設等の看取り環境の整備			
ア 定員30名以上の広域型施設等			<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	3,820千円	施設数	

イ 定員 29 名以下の地域密着型施設等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム ・ 小規模な介護老人保健施設 ・ 小規模な介護医療院 ・ 小規模な養護老人ホーム ・ 小規模な軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	3,820 千円	施設数
⑤ 共生型サービス事業所の整備		
ア 通所介護事業所等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所介護事業所 ・ 短期入所生活介護事業所 	1,130 千円	施設数
イ 地域密着型通所介護事業所等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護事業所 ・ 介護予防短期入所生活介護事業所 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,130 千円	施設数

1 ①（中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。）、②、③、④ア及び⑤アは事業者実施事業及び市町村実施事業

2 1 以外は市町村補助事業

別表 5

民有地マッチング事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,110 千円	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
②整備候補地等の確保支援	5,000 千円	自治体	
③地域連携コーディネーターの配置支援	4,890 千円	1 か所	

- 1 国要領別記 1-1 の 2 の (5) 及び別記 1-2 の 2 の (4) に規定する事業を対象とする。
- 2 介護施設等とは、別表 3 の定期借地権設定のため一時金の支援事業の対象施設をいう。

別表 6

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
①介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
ア 定員 30 名以上の広域型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院、介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 上記施設に併設されるショートステイ用居室 ・ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（いずれも単独型のみ） 	4,710 千円	知事が認めた台数（1施設につき1台を上限とする）	
イ 定員 29 名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム ・ 小規模な介護老人保健施設 ・ 小規模な介護医療院、小規模な介護療養型医療施設 ・ 小規模な養護老人ホーム ・ 小規模な軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 小規模な有料老人ホーム ・ 小規模なサービス付き高齢者向け住宅 ・ 上記施設に併設されるショートステイ用居室 ・ 小規模な短期入所生活介護事業所、小規模な短期入所療養介護事業所（いずれも単独型のみ） ・ 生活支援ハウス 	4,710 千円	知事が認めた台数（1施設につき1台を上限とする）	

②介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
ア 定員 30 名以上の広域型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院、介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（いずれも単独型のみ） 	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 1,090 千円	1 か所	
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 6,540 千円		
	家族面会室の整備等経費支援 3,820 千円	施設・事業所	
イ 定員 29 名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ ・ 小規模な介護老人保健施設 ・ 小規模な介護医療院、小規模な介護療養型医療施設 ・ 小規模な養護老人ホーム ・ 小規模な軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 小規模な有料老人ホーム ・ 小規模なサービス付き高齢者向け住宅 ・ 生活支援ハウス ・ 小規模な短期入所生活介護事業所、小規模な短期入所療養介護事業所（いずれも単独型のみ） 	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援 1,090 千円	1 か所	
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援 6,540 千円		
	家族面会室の整備等経費支援 3,820 千円	施設・事業所	

③介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業			介護施設等における多床室の個室化に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
ア 定員 30 名以上の広域型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ 短期入所生活介護事業所（単独型のみ） 	1,070 千円	整備床数	
イ 定員 29 名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 小規模な介護老人保健施設 ・ 小規模な介護医療院 ・ 小規模な養護老人ホーム ・ 小規模な軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 小規模な有料老人ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 小規模な短期入所生活介護事業所（単独型のみ） 	1,070 千円	整備床数	

1 ①ア（中核市所在の施設を除く。以下、この号において同じ。）、②ア及び③アは事業者実施事業及び市町村実施事業

2 1 以外は市町村補助事業

別表 7

介護職員の宿舎施設整備事業

1 対象施設等	2 配分基準	3 単位	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
ア 定員30名以上の広域型施設等			
特別養護老人ホーム	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	
介護老人保健施設			
介護医療院			
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
イ 定員29名以下の地域密着型施設等			
地域密着型特別養護老人ホーム	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	
小規模な介護老人保健施設			
小規模な介護医療院			
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
認知症高齢者グループホーム			
小規模多機能型居宅介護事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

1 ア（中核市所在の施設を除く。）は事業者実施事業及び市町村実施事業

2 1以外は市町村補助事業